

# Verified by GS1 利用規約

沿革 2022年3月15日 21規約第8号 制定

一般財団法人流通システム開発センター（以下、GS1 Japan）は、GS1 Japan が提供する Verified by GS1 の利用に関する規約（以下、本規約）を以下のとおり定める。

## 第1条（目的）

本規約は、GS1 Japan が My GS1 Japan により提供する Verified by GS1 の適正な利用について定めるものである。

## 第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、⇒に続いて記載のとおりとする。

- ① My GS1 Japan⇒GS1 Japan がインターネット上で提供する各種サービスのポータルサイト
- ② ブランドオーナー⇒ある商品の名称を利用する権利を有する製造業者、卸売業者または小売業者
- ③ GS1⇒国際的な流通標準化推進機関である非営利ベルギー法人 GS1 AISBL
- ④ GS1 加盟組織⇒GS1 の傘下で GS1 標準の開発と普及活動を行うことを認められた組織（世界で110以上の国・地域に存在）
- ⑤ GTIN⇒GS1 が推進している国際的に標準化された商品識別コードの総称であり、Global Trade Item Number の略称
- ⑥ GS1 事業者コード⇒ブランドオーナーが GTIN 等の GS1 識別コードの設定に使用するプリフィックスであり、GS1 Japan が設定および管理する10桁、9桁または7桁のコード
- ⑦ GS1 Registry Platform⇒全世界のブランドオーナー発信の GTIN に関連する商品情報等を GS1 が一元管理し、GS1 加盟組織を通じて提供するサービス基盤
- ⑧ Verified by GS1⇒GS1 Registry Platform に登録されている商品の基本情報を、GTIN を入力し検索を行うことで確認するサービス
- ⑨ 利用者⇒My GS1 Japan を通じて Verified by GS1 によるサービスにアクセスし、このサービスを利用する製造業者、卸売業者、小売業者またはこれら企業を支援する事業者

## 第3条（サービスの利用）

- 1 本サービスの利用者は本規約および GS1 Japan が別途定める「My GS1 Japan 利用規約」に従わなければならない。
- 2 利用者は Verified by GS1 のサービス（以下、本サービス）により得られた情報を自社内の業務でのみ利用することができる。また、自社内の業務での利用か否かについて疑義が生じたときは、GS1 Japan の判断を受けなければならない。
- 3 利用者は、流通している商品の本サービスにより確認し、有効でない GS1 事業者コードをもとに作成された GTIN が付されていることが判明した場合、GS1 Japan にその内容を連絡するものとする。利用者が商品の販売業者である場合（小売業者等）、その商品を提供した事業者の有効でない GS1 事業者コードをもとに作成された GTIN であることを連絡するものとする。

#### 第4条（料金・費用）

- 1 本サービスの利用は1日に30回まで無料である。GS1 Japan は本サービスの内容・料金を変更することができる。
- 2 利用者が本サービスに接続するための通信費等は利用者の負担とする。

#### 第5条（免責）

- 1 本サービスのすべての商品情報は、ブランドオーナーによって提供されるものであり、GS1、GS1 Japan または他の GS1 加盟組織が提供するものではない。また、GS1、GS1 Japan および他の GS1 加盟組織ならびにブランドオーナーは、これらの情報の正確性、完全性または最新性について責任を負わない。
- 2 商品情報には GS1、GS1 Japan および他の GS1 加盟組織は手を加えず、現状のまま、提供可能な範囲で提供される。本サービスにおいて、商品の現物の検証または法的検証による商品情報の正確性を保証しない。
- 3 本サービスまたは本サービスから得られる情報の利用に関連して利用者に損害が発生しても、GS1、GS1 Japan または他の GS1 加盟組織もしくはブランドオーナーは責任を負わない。
- 4 本サービスが何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、GS1、GS1 Japan および他の GS1 加盟組織ならびにブランドオーナーは責任を負わない。
- 5 本サービスにより得られた情報は、規制（ヘルスケア製品に関する規制を含む）に適合することを保証するものではない。
- 6 利用者が本サービスの利用により何らかの損害を GS1、GS1 Japan、または他の GS1 加盟組織もしくはブランドオーナーに発生させた場合、またはそれら組織が損害賠償の請求を受けた場合、利用者はその賠償の責を負わなければならない。
- 7 本サービスに関連して、GS1、GS1 Japan、または他の GS1 加盟組織もしくはブランドオーナーが利用者に負担する損害賠償はその発生原因の如何に関わらず 1000 円を上限とする。

#### 第6条（サービスの変更・中断・中止）

GS1 Japan は、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、事前に通知することなく、本サービスを変更し、または中断もしくは中止することができる。また、それに起因して生じた損害について、GS1、GS1 Japan および他の GS1 加盟組織は責任を負わない。

#### 第7条（禁止行為）

- 1 利用者は、本サービスをサービス本来の利用目的以外に利用してはならない。
- 2 利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為をしてはならない。
  - ① 法令に違反する行為
  - ② 犯罪に関連する行為
  - ③ 公序良俗に反する行為
  - ④ GS1、GS1 Japan および他の GS1 加盟組織ならびにその他第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益を侵害する行為
  - ⑤ 本サービスの運営・維持を妨げる行為、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆ア

センブルまたは解析

- ⑥ 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度の負担をかける行為
  - ⑦ 本サービスのネットワークに不正にアクセスする行為
  - ⑧ 第三者になりすます行為
  - ⑨ 第三者に本サービスを利用させる行為
  - ⑩ 第三者の知的財産、プライバシー権、名誉、信用、肖像権、その他一切の権利または利益の侵害となる情報を、GS1 Japan に送信する行為
  - ⑪ 本サービスの利用により得られた情報を修正する行為
  - ⑫ 本サービスの利用により得られた情報の一部または全部を違法に改ざん・公開または第三者に提供する行為
  - ⑬ 本サービスの利用により得られた情報が GS1、GS1 Japan、または他の GS1 加盟組織もしくはブランドオーナーによって保証されていることを暗示する行為
  - ⑭ 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起しまたは容易にする行為
  - ⑮ その他、GS1 Japan が不適切と判断する行為
- 3 利用者が前項の記載に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は利用者の本サービスの利用を停止または終了することができる。
- 4 利用者は、本サービスの利用終了後も本条第 2 項の記載に従わなければならない。

#### 第 8 条（知的財産）

本サービスにより提供される情報の知的財産は、GS1、GS1 Japan、他の GS1 加盟組織、ブランドオーナーまたはその他第三者に帰属する。

#### 第 9 条（規約の変更）

- 1 GS1 Japan は本規約を任意に変更することができる。
- 2 本規約を変更しようとするときは、GS1 Japan はその変更内容を GS1 Japan のウェブサイトに掲示し、変更の効力発生時期を明示する。
- 3 本規約の変更がウェブサイトに掲示された後に、本サービスを利用した利用者は、変更後の規約に同意したものとみなされる。

#### 第 10 条（個人情報の取り扱い）

個人情報の取り扱いについては、別途 GS1 Japan が定め、ホームページで公開している「個人情報保護方針」記載の内容を遵守するものとする。

#### 第 11 条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は本サービスの利用期間中、利用者およびその株主・役員その他、利用者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明し保証する。
- 2 利用者が前項の表明・保証に反した事実が判明したときは、GS1 Japan は利用者の本サービスの利用を停止することができる。

第 12 条（準拠法および合意管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則（2022 年 3 月 15 日施行）

本規約は、2022 年 3 月 15 日から適用する。